

鳥取県新型コロナウイルス対策非接触型面会支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナウイルス対策非接触型面会支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者・障がい者施設、医療機関等において非接触型面会を推進することで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止しつつ、入所者、入院患者と家族等が安心してコミュニケーションがとれる環境を整えることにより、入所者等の孤立を防ぐことを目的とする。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。）に同表第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、同表第6欄に定めるところにより算出された額を限度とする。）以下とする。
- 3 また、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(流用の禁止)

第4条 別表の第1欄に掲げる各事業の間においては、補助対象経費の流用をしてはならない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、別に通知する日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入れ控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けた時には、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 別表の第1欄に掲げる各事業の補助金の増額を伴う変更。

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 規則第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1-1号、様式第1号別紙及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の5月末日までに様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、仕入控除税額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第10条 補助事業者は、規則第25条第2項の知事の承認を受けて補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月27日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象となる施設	4 補助対象経費 ※1、2		5 補助率	6 補助限度額
<p>(1) 新型コロナウイルス対策オンライン面会支援事業</p>	<p>右記対象事業所を運営する法人等</p>	<p>オンライン面会を実施する又は実施予定である次の施設</p> <p>オンライン面会の実施に当たってはホームページで案内する等利用者、家族に周知すること。</p> <p>1 高齢者施設 (1) 介護老人福祉施設 (2) 介護老人保健施設 (3) 介護医療院 (4) 認知症対応型共同生活介護 (5) 有料老人ホーム (6) サービス付き高齢者向け住宅 (7) 軽費老人ホーム (8) 養護老人ホーム</p> <p>2 障がい者施設 (1) 障害者支援施設 (2) 障害児入所施設 (3) 共同生活援助</p> <p>3 医療機関 (1) 病院 (2) 有床診療所 (3) 有床助産所</p>	<p>購入</p>	<p>タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア、ソフトウェア、マイク・ヘッドフォン等の購入費、Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）、施設内にオンライン面会コーナーを設ける場合にはパーティション設置費等、オンライン面会を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税は除く。）</p>	<p>10/10</p>	<p>1施設当たり50万円（但し、1階毎に20万円を上限）</p>
<p>リース</p>	<p>上記補助対象経費に対応した経費（消費税及び地方消費税は除く。） （申請年度に支出する経費に限る。）</p>					

<p>(2) 非接触型家族 面会室の整備 等経費支援事 業</p>	<p>右記対象事業所 を運営する法人 等</p>	<p>家族との非接触型面会を実施するた めに必要な家族面会室を整備するた めの事業を実施する又は実施予定で ある次の施設</p> <p>1 高齢者施設</p> <p>(1) 介護老人福祉施設 (2) 介護老人保健施設 (3) 介護医療院 (4) 認知症対応型共同生活介護 (5) 有料老人ホーム (6) サービス付き高齢者向け住宅 (7) 軽費老人ホーム (8) 養護老人ホーム</p> <p>2 障がい者施設</p> <p>(1) 障害者支援施設 (2) 障害児入所施設 (3) 共同生活援助</p> <p>3 医療機関</p> <p>(1) 病院 (2) 有床診療所 (3) 有床助産所</p>	<p>2方向から出入りできる非接触型家族面会室 の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、 家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備 の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄 関室の設置、家族面会室が無い場合の新規整 備等を行うために必要な備品購入費、工事費 又は工事請負費及び工事事務費（工事施工の ため直接必要な事務に要する費用であって、 旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及 び、設計監督料等をいい、その額は工事費又 は工事請負費の2.6%を限度額とする。）ただ し、工事費又は工事請負費には、これと同等 と認められる委託費及び分担金及び適当と認 められる購入費等を含む。</p>	<p>10/10</p>	<p>1施設当たり 350万円</p>
---	----------------------------------	---	--	--------------	-------------------------

※1 他の補助金で支援を受ける経費については、補助対象経費から除くものとする。

※2 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

（申請者）様

鳥取県知事

年度鳥取県新型コロナウイルス対策非接触型面会支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新型コロナウイルス対策非接触型面会支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知することによる。

区分	算定基準額		交付決定額	
(1) 新型コロナウイルス対策 オンライン面会支援事業	金	円	金	円
(2) 非接触型家族面会室の 整備等経費支援事業	金	円	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について「鳥取県新型コロナウイルス対策非接触型面会支援事業補助金交付要綱」（令和4年6月27日付第202200075120号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては規則及び要綱の規定に従わなければならない。